

なるほど 

正しい事業承継

- 経営承継円滑化法と税制 -

NPO法人 地経研
事業承継研究会
✉toiwase@chie-club.net

Vol. 19

生前贈与をした場合の民法特例の「概要」

株式を生前に計画的に後継者に贈与し、承継する方もされる方も互いに将来に心配を残さず、経営の承継と株式の承継を実現するには、株式の贈与を受けた後継者の、後々の遺留分の権利要求の苦しみを払拭又は軽減してあげることが大切です。

それではじめて思い通りに事業承継を完成させることができます。

中小企業のための経営承継円滑化法というものが、今年の10月に施行されていることは、このFaxをご覧の方はご承知の通りです。

その中の柱として「民法特例」があり、民法が定める「遺留分の計算に関する特例」について規定されています。

問題は、贈与された株式が、先代が亡くなった時にそれぞれの遺留分の算定基礎財産に「特別受益」として加えられ、しかも、亡くなった時の“時価”で算入されるので、先代から引き継いだ後継者が自分の手腕と努力で会社価値（株価）を上昇させた場合、後継者の努力の成果は他の相続人の慰留分を増加させ、自分の相続分を危うくするという皮肉な事態をもたらす懸念があるということです。

これに対して経営承継円滑化法が認める民法特例は、あらかじめ相続人全員で合意をしておけば、遺留分の効力を一定に抑えることが認められるというものです。

この認められる合意の種類は、①除外合意と②固定合意の二つです。

「除外合意」とは後継者が先代経営者から取得した株式について遺留分の算定の際の財産の価額に算入しないものとする合意のことです。

「固定合意」とは後継者が先代から取得した株式について遺留分の算定のための財産の価額に算入すべき額を贈与のあった時の価額に固定する合意のことです。

「除外合意」ができれば、後々先代が亡くなった時にも、すでに贈与した株式は遺産分割の範疇から除かれますので、他の相続人からの遺留分減殺請求を恐れることはありません。

「固定合意」ができた場合には、贈与株式に関して遺留分の不安を完全に拭い去ることはできませんが、少なくとも、贈与時から相続時までの間の経営成果の上昇＝株価の上昇分までを遺留分減殺請求の標的にされずに済むという意味で、頑張る後継者にとって意味あるものとなります。

この特例がなくても、遺留分を事前に放棄しておく（民法1043条）ことはできますが、それは全財産について遺留分の放棄をするか、しないかという選択しかなく、株式だけを遺留分から除外するということができません。 次回は要件や手続きについてお話しします。

■ご意見・ご質問等がございましたら FAX にてお問い合わせください。

なお、FAX の受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

FAX 受信拒否

FAX 番号 : 011-622-7768